

議会運営委員会報告書

令和5年9月20日

備前市議会議長 守井秀龍様

委員長 尾川直行

令和5年9月20日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案	件	審査結果	少数意見
請願第8号	備前市選挙管理委員による選挙人（有権者）の個人情報が不正に流出したために、地方自治法第100条の特別委員会の設置を求める請願	不採択	なし

議 会 運 営 委 員 会 記 録

招 集 日 時	令和5年9月20日（水）	午前9時30分		
開 議 ・ 閉 議	午前9時32分	開 会 ~	午前10時40分	閉 会
場 所 ・ 形 態	委員会室	会期中（第4回定例会）の開催		
出 席 委 員	委員長	尾川直行	副委員長	奥道光人
	委員	土器 豊		西上徳一
		石原和人		
欠 席 委 員		中西裕康		
遅 参 委 員		なし		
早 退 委 員		なし		
列 席 者 等	議長	守井秀龍	副議長	森本洋子
傍 聴 者	議員	なし		
	報道	あり		
	一般	なし		
説 明 員	選挙管理委員会 事務局参与	藤森仁美	選挙管理委員会 事務局事務局長	田原美智代
審 査 記 録	次のとおり			

午前9時32分 開会

○尾川委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席は5名でございます。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

本日は、本委員会に付託された請願の審査を行います

それでは直ちに請願第8号備前市選挙管理委員による選挙人（有権者）の個人情報不正に流出したために、地方自治法第100条の特別委員会の設置を求める請願の審査を行います。

まず、執行部より本請願の趣旨に記載されている内容についての経緯等の説明を求めます。

○田原選挙管理委員会事務局長 このたびの請願書について、まず、選挙人名簿抄本の閲覧制度について御説明いたします。

配布しております資料「選挙人名簿抄本の閲覧制度が見直されました」を御覧ください。

選挙人名簿抄本の閲覧については、公職選挙法第28条の2をその根拠としており、登録の有無の確認や調査研究のための活動のほか、選挙運動を含んだ政治活動を行うため、公職の候補者等個人または政党その他の政治団体による閲覧の申出があった場合は、選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならないこととなっています。

今回の請願書の対象となっている事案については、選挙運動を含む政治活動のための閲覧に当たり、その閲覧の方法としては、ご存じのとおり指定地区の選挙人名簿の抄本が綴られた冊子を申出人が閲覧することによって行います。

次に今回の事案の経緯の説明をさせていただきます。

令和4年8月26日に政治団体であるよしむら武司後援会から選挙人名簿抄本閲覧申出書が提出されました。また、この一週間前8月19日には、公職の候補者である吉村武司氏個人から閲覧申出書の提出があり、いずれも申出者の指定する指定閲覧者いわゆる代理人による閲覧が行われております。

今回の事案では、これらの閲覧において、それぞれ同一の代理人による閲覧が行われたため、申出書は後援会と記入されているにもかかわらず、担当職員が吉村武司氏個人の申出と思込み、その際と同様に受付を行いました。そのため、後援会としての閲覧の場合に必要な政治団体設立届の写しの提出も求めておらず、受付当時よしむら武司後援会が既に解散していたことについても、担当職員は把握していなかったと確認しております。

また、吉村武司氏個人による申出の場合は、現職であるためこれらの書類は省略が可能であり、申出書のみで閲覧が可能となります。本来であれば、一連の手続において、個人としての申出ではないのか確認し、申出書の記載について必要があれば補正等を促すべきであり、これらの確認が至らなかったことは反省すべきと考えておりますが、前述しましたとおり、個人としての申出に係る代理人でもあったことから、請願書に記載されているような個人情報漏えいには該当しないものと考えております。

なお、閲覧日に申出者が国内不在ということに関しましては、代理人が閲覧しているため問題はございません。

また、職員が選挙人名簿抄本に記載されている情報について「個人情報ではありません」との発言をした事実はありません。

次に、告示第19号について説明いたします。

請願書に記載されている告示第19号の文書については、その文書中の内容に誤りがあったことから訂正を行っております。誤りに気が付いたのは令和5年6月26日、市民から開示請求があり、当該開示請求に係る起案等の事務処理を行う際でございます。

訂正内容としましては、閲覧の申出者をよしむら武司後援会とすべきところ、吉村武司氏個人としていたこととございます。この誤りについても、繰り返しになりますが、吉村武司氏個人の申出と思込み、個人による申出として記録を残していたことによるものとなります。

告示の訂正に当たっては、選挙管理委員会委員長の専決処分を行ったのち、選挙管理委員会で報告しており、正式な事務手続を経て告示文書の記載内容を訂正したものでありますので、虚偽公文書作成等の公文書改ざんには該当しないものと考えております。

最後に、今回の事案に関する一連の手続きにおいて、職員の確認が不十分であったこと、認識が不足していたことは請願者の御指摘のとおりと考えており、これについては深く反省するとともに、確実な事務処理のため、複数人での確認体制の整備、書類に職員のチェック欄を作成する等再発防止に努めてまいります。

○尾川委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたが、これに関して質疑を希望される方の発言を許可いたします。確認等も含めて発言していただけたらと思います。

○西上委員 よしむら武司後援会が解散されたということですが、これが県の選管に解散届を出した後、市の選管にはその届けがあったということがこちらにもくるんですか。

○田原選挙管理委員会事務局長 県に届けがあった後に市の選管にも通知が届くようになっております。

○石原委員 説明がございまして、もう当局のほうもそういった確認のところに不備があったところを認められ、また再発防止についても先ほど今後について話がございましたけれども、ちょっと振り返っていただいて、資料をいただいておりますけれども、今回の、とにかく吉村武司氏個人申出による閲覧であったというところでございますと、この表の①、②、③がございませうけれども、これのどこに当たる閲覧なのか、②になるんですか。本人による②の閲覧ですか。

○田原選挙管理委員会事務局長 この表で言いますと②番の政治活動、選挙運動の中にあります公職の候補者等に当たります。

○奥道副委員長 今説明を伺って、8月19日に吉村武司氏個人からの申出で申請をした、その後、後援会としても申請をしたという、その折それがどちらも個人だというふうに勘違いをされ

たというふうに伺ったんですが、出した本人といたしますか、申請した側からはそこら辺のところの確認ですか、出したほうのですね。19日は個人でと、まあ代理人だったんでしょうけども、26日は後援会として出している。これ職員のほうでそれはできませんよということだったらそれは何ともなかったということですね、要するに。そういうことですね。そこを職員のほうが勘違いをされてどちらも個人から、先週出したのにまた出したのねみたいな感じだったのでしょ

○田原選挙管理委員会事務局長 今委員がおっしゃるとおり8月19日に最初に個人で申出ありました。その後8月26日1週間後に再度同じ方が代理人として閲覧に来られたということで、当時の担当職員が2度目に来られた時に勘違いをしてしまった。申出書のほうには後援会と記載があったんですけども、個人として勘違いしてしまったために、個人としての受付の仕方をいたしました。そのために、政治団体設立届の写しというのを本来団体であれば確認する必要があったんですけども、その確認を求めていなかったことで、その時に確認を求めてさえおれば、団体が、後援会が解散していたことも把握できていたのであろうと思っております。そういう流れで個人として受付をしてしまったためにこのようなことが起きてしまいました。

○奥道副委員長 ふと、こう思うんですけども、2回目に後援会の名前で代理人の方が多分申請されたと思うんですけど、この方は後援会それ自体がないとか存在していないということが分かった上でやっていたのか、それとも分からずにやったのか、それはどういうふうに判断されますか。

○田原選挙管理委員会事務局長 その時、解散の事実を担当者が把握しておりませんで、時系列で言いますと、解散をしていた時期、解散届を出していたのが、令和3年2月2日に岡山県選挙管理委員会に解散届を後援会が出されていたということで、市の選管にその後通知があるのですが、当時、閲覧時に受付した職員が、その通知が来た後に異動してきた者でありまして、解散をしていた事実を把握ができていなかったというふうに確認しております。ですので、解散している団体であったのを知って、その時に把握しておればこのようなことも起こらなかったのかなというふうに考えております。

○石原委員 流れの中で、8月19日まずは個人の方から申出があつて、それも代理の方が申出をされて、個人での閲覧ですよということで。閲覧自体も代理の方が。そこところは制度上、特段問題もなく、もし仮に我々が閲覧を望む場合に我々の代理の者に申請をしてもらって閲覧自体もその代理人の者がということところは、その場合はどういう手続きを経て代理人の方が。

○田原選挙管理委員会事務局長 公職の候補者等また現職の政治家の方は、閲覧の申出をする資格をお持ちですので、申出書というのがございますからそちらに御記入いただいて、指定の代理人がいらっしゃる場合はその方が、御本人の代わりに閲覧することが可能となっております。

○石原委員 今日資料でもこれ申請申出書のサンプルが出ていますけれども、このスタイルで政治活動に利用するために、本人が閲覧する場合はこの申出書で、申出者のところへ代理の方いう

ことですか。

○**田原選挙管理委員会事務局長** 申出者は御本人ですね、公職の候補者等御本人様が申し出られるということでございます。代理に来られる方が、この申出書の中で言いますと3番閲覧者の氏名及び住所というところで、代理の閲覧される方を御記入いただいて、この方が代理で閲覧されるということになります。

○**石原委員** 請願の趣旨におきましては、閲覧年月日が令和4年8月26日から同年11月4日まで2カ月余りですか、くらいで計16回となっておりますけれども、こちらの日付であったり回数のところは、間違いないということによろしいでしょうか。

○**田原選挙管理委員会事務局長** 回数は間違いございません。複数回いらしておられます。

○**石原委員** その16回、その都度この形で申出をされていたということで。

○**田原選挙管理委員会事務局長** 全部で16回につきましては、最初の1回目に、8月26日の部分について申出書をいただいております、2回目以降については、こういった別紙で、来られた方を毎回書いていただくような運用とさせていただき、受付を行っております。

○**石原委員** 初回はこの形で代理人の方が申出をされて、2回目以降はこちらの出ておりますけれども閲覧者一覧、この形で私が来ました、閲覧をお願いします。1回これを最初に出しておけば2回目以降は何度でも行けるということですか。

○**田原選挙管理委員会事務局長** この問題の、このたびの閲覧につきましては、そのような事務上の運用をさせていただき、取り扱いをさせていただきました。法律では規定はされていないようでございます。

○**石原委員** 趣旨の中の中段下あたりに、事務員と称する方が閲覧をされてUSBメモリに保存されておる、パソコンでもって保存されたのかなど。パソコンへの保存、持ち込まれての保存が可能となったのは、備前市においてはいつから可能になっておるのでしょうか。

○**藤森選挙管理委員会事務局参与** 令和3年11月からでございます。

○**土器委員** 本人が閲覧はできるんですね、後援会がなかっても。それで、本人が代理人を、誰か代理に行くと、それはこの人が代理人で行いますというような書類はあるのですか。

○**田原選挙管理委員会事務局長** 申出書の中に閲覧者の欄がございまして、そちらに記載いただいた方が、指定の代理人ということで閲覧されるようになっております。

○**土器委員** 本人が届出をしているわけ。それとも来た人がどうなるわけ。

○**田原選挙管理委員会事務局長** 御提出いただく申出書の中に閲覧者の欄がございまして、そちらに書いていただく……。

○**土器委員** 例えば土器豊なら土器豊と書いているわけ。見に来る人が、仮に代理人の人の名前は書いているわけ。

○**田原選挙管理委員会事務局長** 申出書の中に代理で来られる方の名前も頂戴しております。

○**西上委員** 令和4年8月26日以降、今の執行部の話によりますと、確認がいたらなかった、

また不正確認がいたらなかったと、該当したと、19号に至っても職員の思い込みだったということなので、これはもう不採択でよろしいのではないかと思います。

○奥道副委員長 これ2回目の8月26日の時、後援会の名前で申請されたと、1回目が19日で、その後2回目が後援会だと。申請した側が、それはしたほうも勘違いだったのか、それとも虚偽だったのか、あるいは故意にそうしたのか、そこらをはかることはできますか。というのが、最初は個人というのはこれは全然問題がないと思うんですよ。ところが2回目というのは、その後援会自体がもうこの世にないという、岡山にはないということが分かった人が、代理人の方がそういう名前でしたのか、それとも申請した人自体も分からずにしたのか、そこはどのようなふうに思われますか。

○藤森選挙管理委員会事務局参与 実際代理人で来られた方に確認はしていませんが、ただ個人でも見られる権限のある方なので、あえてない後援会で虚偽というのは推測にはなりますが、あまり考えられないのかなとは思っております。

○尾川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩いたします。

午前 9時55分 休憩

午前10時35分 再開

○尾川委員長 休憩前に引き続いて会議再開いたします。

それでは、1点、選挙管理委員会事務局のほうから、確認について詳細な発言をお願いします。

○田原選挙管理委員会事務局長 再発防止につきましては、確実な事務処理を行うために複数人での確認体制の整備、また書類に職員のチェック欄を作成するなどの再発防止策を考えております。具体的には現在協議中で、準備しておりますのでまだ行えてはおりませんが、確実な事務処理ができるように努めてまいり所存でございます。

○尾川委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかに事務局のほうに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、本請願について御意見等のある委員からの発言を求めます。

○石原委員 先ほどまで説明員にも御出席いただきまして、この請願の内容とかそれからこれまでの経緯について御説明がございました。これまでの経緯の中で、担当部署における確認が不足しておったというようなところの御説明もございました。我々議会、議員ですので、今後再発防止というところにしっかりと、そこのところは求めていかねばなりませんけれども、先ほどもございました更なるチェック体制を整えた上で、事務処理が適正になされるべく取り組まれるという御説明もございましたので、ここの請願事項で求められております特別委員会を設置して更な

る調査をというところはちょっと、請願事項で述べられている願意には沿い難く、この件につきましては不採択の意思表示とさせていただきたいと思います。

○尾川委員長 ほかの委員の方の御意見はどうか。

○奥道副委員長 私も先ほどの説明員の方の御説明をしっかりと伺った上で、100条委員会を設置するまでには及ばないであろうというふうに判断をいたします。したがって、不採択をと私はそう思います。

○西上委員 私も石原委員、また奥道副委員長と同じで、職員の皆様の確認が至らなかった、また思い込みがあったという御説明がありましたので、以後こういうことがないようにということでありましたので、ダブルチェックをさせていただくということもありましたので、不採択ということで私もいいと思います。

○土器委員 今後気を付けてもらうということで私も不採択です。

○尾川委員長 これより請願第8号を採決いたします。

本請願は、不採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、請願第8号は不採択と決しました。

以上で請願第8号の審査を終わります。

それでは、議会運営委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時40分 閉会